

綾部市議会基本条例

(解説と用語解説)

綾部市議会

令和7年12月

○ 綾部市議会基本条例

令和7年12月22日
綾部市条例第73号

目次

前文

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 議会及び議員の活動原則等（第3条—第7条）
- 第3章 市民と議会との関係（第8条—第10条）
- 第4章 市長等と議会との関係（第11条—第15条）
- 第5章 議会の機能強化（第16条—第24条）
- 第6章 議員の定数及び報酬（第25条）
- 第7章 条例の確実な履行及び見直し（第26条・第27条）

附則

綾部市議会は、歴史と文化を大切にしながら綾部市市民憲章の実現と、全ての市民が生きる喜びを享受し、安心して暮らすことができるまちづくりを進めるために、市民から選挙で選ばれた議員で構成される市民の代表であり、市民の負託に応える責務があります。

日本国憲法は、地方公共団体の制度として、議事機関である議会を構成する議員と執行機関である長をそれぞれ住民が直接選挙するという二元代表制をとっており、綾部市議会と綾部市長とは、独立・対等の立場で、それぞれ異なる特質を生かし、市民の意思を市政に的確に反映するために切磋琢磨し、最良の意思を決定しなければなりません。

綾部市議会は、その責務を果たすため、これまでから市民の多様な意見を的確に把握し、市民本位の立場で議会活動に取り組むとともに、綾部市長その他の執行機関に対する監視及び評価機能の充実を図ってきました。これまで取り組んできた成果を基に、さらに、公正性及び透明性を高め、市民に開かれた身近で信頼される議会していくためには、自らの改革及び機能強化に継続的に取り組んでいかなければなりません。

よって、ここに綾部市議会及び綾部市議会議員が果たすべき役割等を明確にし、地方自治の本旨である市民福祉の向上及び市勢の発展に尽くすため、綾部市議会の最高規範として、この条例を制定します。

○本条例の制定に至った背景や、議会の決意などを明らかにしたものです。

【解説】

- ・この前文は、綾部市議会基本条例の理念と方向性を明示し、条例制定の意義や背景、そして議会の決意を広く市民に伝えるものです。

議会は、市民によって選ばれた代表機関として、市民の声を正確に受け止め、市政に反映させるという重要な責務を担っています。とりわけ、日本国憲法が定める二元代表制のもとで、市長とは異なる立場ながら対等な関係で市政運営に関わり、市民の最善の利益のために建設的に議論し合意形成を図ることが求められています。

また、議会はこれまでにも市民参加や情報公開、政策提案機能の強化など様々な改革に取り組んできたことを踏まえ、今後はさらに公正性及び透明性を高め、市民にとって開かれた、信頼される議会の実現に向けた取組を継続していく必要があることを示しています。

このような理念と実践の積み重ねを基盤とし、本条例は、議会及び議員が果たすべき役割と責任を明確にするとともに、市民とその内容を共有しながら、福祉の向上と地域の発展を目指して不断の議会活動を推進するという強い決意のもとに制定された、議会の最高規範です。綾部市議会基本条例の理念や制定の背景、議会の決意を明らかにしたものです。

○日本国憲法

第92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

第93条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

2 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

【用語解説】

○市民

この条例における「市民」とは、狭義には地方自治法上の「住民」（市内に住所を有する個人、法人、外国人を含む）を指します。また、市外から市内の事業所や学校に通勤・通学し、市政に関わり影響を受ける方々も広義に「市民」として位置付けています。

○執行機関

地方公共団体の行政事務を管理・執行する機関を指します。綾部市では、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会などがこれに該当します。

○二元代表制

地方自治体において、「執行機関である市長」と「議事機関である議会の議員」を、住民がそれぞれ直接選挙で選出する制度です。市長と議会はいずれも住民の代表であり、相互に独立しつつ、市政の運営に対してそれぞれ異なる立場から責任を負うことが特徴です。

○市民の多様な意見

市民一人ひとりが持つ多様な考え方や要望を幅広く受け止め、議会活動や市政運営に反映していく取組を指します。

○監視（監視機能）

議会が、市長その他の執行機関による行政執行について、適切かつ効果的に行われているかを事前または事後に検査・調査し、必要に応じて是正を促す機能を指します。議会の持つ重要な役割の一つです。

○公正性及び透明性

議会活動が、特定の個人や団体の利益に偏らず、中立・公正に行われること、またその過程が市民から見える形で運営されることを意味します。

○地方自治の本旨

日本国憲法で保障されている「地方自治」とは、国から独立した地方公共団体が自らの意志と責任で行う「団体自治」と、住民の意思と責任に基づいて行われる「住民自治」という二つの要素から成り立っています。地方公共団体は、これらの原則に基づいて、自主的かつ自立的に行政運営を行うことが求められています。

○市勢

人口、産業、経済、文化など、市全体の動きや発展の状況を指します。前文では、市勢の発展に寄与することが議会の重要な役割であることが強調されています。また、条文の中で「市政」という言葉が使われている箇所もありますが、ここでは市の行政運営の仕組みを広く想定し、それを持続的に発展させる意味合いを持っています。

○最高規範

綾部市議会における条例・規則等の中で、最上位に位置付けられるものがこの基本条例です。議会に関する他の条例や規則は、この基本条例に反することが許されず、整合を図る必要があります。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、綾部市議会（以下「議会」という。）に関する基本的事項を定め、二元代表制の下、議会及び綾部市議會議員（以下「議員」という。）がその担

うべき役割を的確に果たすことにより、市民の負託に応え、もって市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的とする。

○本条例を制定する目的を定めたものです。

【解説】

- ・本条は、前文で掲げられた議会の決意を踏まえ、これまで明文化されていなかつた議会及び議員の役割をはじめ、議会に関する基本的な事項を条例として明確に定め、市民との共通認識とすることにより、議会及び議員活動の充実を図り、市民の負託に的確に応え、市民福祉の向上及び市勢の発展に資することを、この条例の目的として定めています。
- ・「二元代表制」とは、地方自治制度において、議会（議事機関）と市長（執行機関）がいずれも住民により直接選挙で選ばれ、互いに独立・対等な立場で、市政運営の一翼を担う制度です。議会には、住民の代表として監視機能や政策提言の役割が期待されており、その責務を果たすことが求められています。
- ・このような地方自治の原則に基づき、議会と議員の活動を制度的に支え、市民に開かれた議会の実現を目指すため、本条例が制定されました。

【用語解説】

○二元代表制

前文の用語解説参照

○議員がその担うべき役割（解説では議員の役割）

議会構成員として上記の議会機能に寄与する役割。地域の一員として、被災者支援活動や避難所運営への協力、情報収集・伝達などに従事する役割。

○市民福祉の向上

市民一人ひとりが、安全・安心・豊かさ・幸福を実感できる生活の実現を目指すことをいいます。綾部市議会では、市民福祉の向上を議会活動の最重要課題の一つと位置づけています。

○市勢

前文の用語解説を参照

○執行機関

前文の用語解説参照

○監視機能（監視）

議会が、市長その他の執行機関による行政執行について、適切かつ効果的に行われているかを事前または事後に検査・調査し、必要に応じて是正を促す機能を指します。議会の持つ重要な役割の一つです。

○市民に開かれた議会（運営）

議会活動の透明性を確保し、市民に議会の活動状況や議論の過程を積極的に伝えるとともに、市民の意見を広く聴き、審議や議論に生かしていく議会運営のあり方を指します。

(最高規範性)

第2条 議会は、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、改正し、若しくは廃止するときは、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

2 議会は、議員に対してこの条例に関する理解を深めさせるために、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例に関する研修を行わなければならない。

○本条例が議会における最高規範であることを定めたものです。

【解説】

- ・本条は、この条例が綾部市議会における基本的かつ最上位の規範であることを明確にし、議会に関する他の条例や規則等の制定・改廃、又はその解釈においては、本条例の趣旨や規定と整合性を保たなければならないことを定めています。これにより、議会運営全体に一貫性と秩序をもたらすことを目的としています。
- ・また、第2項では、議員が基本条例の内容を正しく理解し、職務に活かせるよう、任期開始後すぐに研修を行うことを議会に義務付けたものです。条例の理念に基づいた統一的で公正な議会運営を実現するための重要な取組です。

第2章 議会及び議員の活動原則等

(議会の活動原則)

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき、活動するものとする。

- (1) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政への反映に努めること。
- (2) 市政に係る調査研究等を通じて、政策の立案及び提言等を行うこと。
- (3) 開かれた議会を目指し、情報を積極的に公開し、及び発信するとともに、議会活動に係る説明責任を果たすこと。
- (4) 公正性及び透明性を確保するとともに、綾部市長（以下「市長」という。）その他の執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）による事務の執行について監視し、及び評価すること。
- (5) 繼続的な議会活性化に努め、議会機能の向上を図ること。

○議会の基本的な活動原則を定めたものです。

【解説】

- ・本条は、議会がその機能と役割を的確に果たし、市民の負託に応えるための基本的な行動指針を示したものです。
- ・第1号では、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるという、住民代表機関としての基本的責務を明記しています。
- ・第2号では、議会が市政全般にわたる調査・研究を通じて、政策の立案や提言を行うという、政策形成機能の強化を示しています。
- ・第3号では、議会が市民に対して情報を積極的に公開・発信し、議会活動の内容や判断について説明責任を果たすことを求めたものです。
市民に開かれた、透明性と信頼性の高い議会を実現するための基本的な姿勢を示しています。
- ・第4号では、公正性と透明性を確保しつつ、市長等の執行機関による事務の執行について監視・評価する、議会のチェック機能を強調しています。
- ・第5号では、議会が常に自らの活動を見直し、改善を重ねることで、より活発で機能的な議会を目指すことを示しています。
継続的な改革を通じて、市民に信頼される議会運営を実現することが目的です。
- ・これらの原則は、議会の信頼性と政策能力を高め、市民に対して責任ある議会活動を行うための基本となるものです。

【用語解説】

○調査研究

議会や議員が、市政全般について課題を把握し、政策提案のための知識や情報を集め、分析・研究する活動をいいます。主体的な政策立案・提言の基礎となります。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき、活動するものとする。

- (1) 市民の代表として、常に良心と責任感を持って品位の保持に努め、識見を養うこと。
- (2) 議会の構成員として、個別的な事案の解決にとどまらず、市民福祉の向上及び市勢の発展を目指すこと。
- (3) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを踏まえ、議員相互の自由な討議を尊重し、合意形成に努めるとともに、議決責任を深く認識すること。
- (4) 市政全般についての課題、市民の意見、要望等を的確に把握するとともに、自己的能力を高めるため、不断の研鑽に努めること。

○議員が活動する際に遵守すべき基本的な活動原則を定めたものです。

【解説】

- ・本条は、議員一人ひとりが市民の代表としてふさわしい活動を行うために、遵守すべき基本的な行動原則を定めたものです。
- ・第1号では、議員は市民の代表として、法令等の遵守はもちろんのこと、市民の負託に値する良心と責任感を持ち、その品位を損なうことのないよう努めるとともに、常に識見を養うことを求めたものです。
- ・第2号では、議員が個別案件の対応にとどまらず、議会の構成員として市民全体の福祉向上と市勢の発展に寄与する視点で行動することの重要性を示しています。
- ・第3号では、議会が自由な討議と合議によって意思決定を行う場であることを踏まえ、議員同士の意見交換を尊重し、合意形成に努める姿勢を求めたものです。あわせて、決定には責任が伴うことを自覚する必要があることを示しています。
- ・第4号では、議員が市政の課題や市民の声を正確に把握し、適切に議会活動へ反映させること、あわせて自らの能力向上のために常に学び続ける姿勢を求めたものです。
- ・これらの原則は、議員個人の責務と自覚を明確にすることにより、信頼される議会の実現と、市民に対する説明責任の徹底を図るために不可欠な指針です。

【用語解説】

○言論の府

議会は、言葉によって意見を交わし、公共の利益のために結論を導き出す場です。議員の活動の基本は「言論」にあり、その自由は尊重され保障されていますが、同時に、発言者には自らの発言に対する責任と、節度ある行動が求められます。議論を通じて政策を練り上げる議会の本質を表す言葉です。

○合議制（合議制の機関）

議会は、複数の議員による議論（合議）によって物事を決定する機関です。個人による独断ではなく、議員相互の話し合いを通じて合意形成を図り、意思決定を行う制度を指します。これに対して、市長は一人による「独人制の機関」とされています。

○議決責任

地方自治体において最終的な意思決定権限である「議決」は、議会にのみ与えられた重い権限です。議員は、議案（予算案や条例案など）に対する賛否にあたり、単なる形式的な賛否ではなく、自己の責任において深く考えた上で意思表示を行う責任を負います。

(議長の責務)

第5条 議長は、議会を代表する立場として、中立で公平な議会運営を行うとともに、議会の活性化が図られるよう行動するものとする。

○議長の基本的な責務を定めたものです。

【解説】

- ・本条は、議会の代表者である議長が果たすべき責務を明らかにしたものであり、議長の立場と役割についての基本的な考え方を示しています。
- ・議長は、議会全体の調整役として、会議の公正かつ円滑な進行を図る中立的立場を維持することが求められます。また、特定の会派や意見に偏ることなく、議員間の討議が活発かつ秩序正しく行われるよう配慮する必要があります。
- ・さらに、議会の活性化に向けた取組においても、議長はその中心的な存在として積極的に行動し、議会改革や市民に開かれた議会運営の推進にリーダーシップを発揮することが期待されています。
- ・このように、議長は単なる会議の進行役ではなく、議会の品位と信頼性を高める責任を負う重要な役職であることが、この条文により示されています。

【用語解説】

○議長・委員長

議会の中立的な運営を担う役職者です。本会議では議長が、各委員会では委員長が、討議を円滑に進め、議員間の自由な議論を保障する責任を負います。

○議会の活性化

議会が市民の多様な意見を積極的に取り入れながら、活発な議論を行い、政策の立案・提言や行政の監視といった本来の機能を高めていく取組みを指します。議会活動を停滞させず、時代の変化に応じた柔軟で前向きな運営を図ることが求められます。

○会派

議会内で政策理念を共有する議員によって構成されるグループを指します。政務活動費の交付単位として認められる場合もあります。

○議員間の討議

議員同士が、自由に意見交換や議論を行うことを指します。個々の議員の意見を尊重しつつ、議会全体としてより良い結論を導き出すために不可欠な活動です。

○市民に開かれた議会（運営）

第1条の用語解説を参照

○本会議

定例会や臨時会において、議員定数の半数以上が出席し、議場で行われる公式の会議です。市長等から提出された議案について、最終的な審議と議決を行う場です。

(会派)

第6条 議員は、議会活動を行うため、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する会派（議会活動を同じくする2人以上の所属議員を有する団体をいう。以下この条において同じ。）を結成することができる。

2 会派は、次に掲げる役割を果たすものとする。

- (1) 議員の活動を支援すること。
- (2) 政策の立案及び提言並びに議案等の審議のために調査研究を行うこと。
- (3) 会派間で必要に応じて合意形成を図り、議会の円滑かつ効果的な運営に努めること。

○会派の設置及びその基本的役割を定めたものです。

【解説】

- ・本条は、議員が議会活動を行う上で、政策を軸に共通の理念を持つ者同士が結成する「会派」の意義と役割を明確にするために設けられた規定です。
- ・第1項では、議員が個人では対応しきれない調査や政策立案などを補完・強化するために、同じ理念を共有する議員同士が会派を組織できることを定めています。これは議会制民主主義の機能を高めるための基本的な枠組みです。
- ・第2項では、会派の果たすべき具体的な役割を三つに分類しています。第1号では、会派が議員個人の活動を支援する役割を持つことを示し、第2号では、政策形成や議案審議のための調査研究を担うことを明記しています。第3号では、議会全体の円滑な運営のため、会派間での合意形成に努めることが求められています。
- ・これらの規定は、会派が単なる議員の集合体にとどまらず、議会機能を支える重要な制度的基盤であることを示しており、議会の政策能力と合意形成力を高めるために不可欠な存在であることを意味しています。

【用語解説】

○会派

第5条の用語解説を参照

○議案等

議会の議決を得るために、市長等、委員会、または議員が提出する案件のことをいいます。例として、条例の制定・改廃、予算の決定、決算の認定、意見書や決議の提出などが含まれます。ここでいう「議案等」の「等」には、市民から提出される「請願」も含まれます。

○審議

本会議または委員会において、議案などの案件について説明を聴き、質疑を行い、討論を重ね、最終的に表決を行う一連の過程を指します。特に委員会では、付託を受けた議案を詳しく審査し、委員会としての結論をまとめる作業も「審議」に含まれます。

○合意形成

議員間の討議や、市長等への質疑を通じて、多様な意見を調整し、議会としての結論を導き出す過程を指します。円滑な議会運営と的確な意思決定のために不可欠なプロセスです。

○議会活動

議会が行う、条例の制定・改廃、予算の審議・決定、市長等執行機関に対する監視・評価、政策提案、市民への情報提供など、議会に付託された一連の活動全般を指します。

(災害時の対応)

第7条 議会及び議員は、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、その果たすべき役割を十分に認識し、迅速かつ的確に行動するとともに市民生活の安定及び維持に努めるものとする。

2 議会及び議員の災害時の対応について必要な事項は、別に定める。

○災害時における議会及び議員の基本的な対応方針を定めたものです。

【解説】

- ・本条は、災害時に議会と議員がその責任と役割を自覚し、迅速かつ的確に行動することを求めたものです。
市民生活の安定と安全を守るため、非常時にも議会としての対応力を發揮する姿勢を示しています。
- ・第1項では、災害が発生した場合又はそのおそれがある場合に、議会として市長等の執行機関と協力し、迅速かつ的確に議会としての体制を整備するよう努めなければならないことを規定しています。これは、非常時においても議会がその機能を失うことなく、市民の命や暮らしを守るために果たすべき役割を明示したものです。
- ・第2項では、災害時における議会及び議員の具体的な対応について、必要な事項は別途定めることとしています。これにより、条例では原則を定め、具体的運用は柔軟に対応できる仕組みとなっています。
- ・この条文により、議会は災害時にも市民の信頼に応え、機能を維持する責任ある存在であることが明示されています。

第3章 市民と議会との関係

(会議の公開等)

第8条 議会は、市民に開かれた議会運営に資するため、本会議、委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）等、全ての会議を原則として公開するとともに、これら会議の傍聴の促進に努めるものとする。

○議会の会議を原則公開することにより、市民に開かれた議会運営を推進するための基本の方針を定めたものです。

【解説】

- ・本条は、議会が市民にとって身近で分かりやすい存在となるよう、透明性の高い運営を実現するための原則として、会議の公開を定めたものです。
- ・本会議はもとより、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会といった全ての会議について、原則として公開し、市民が自由にその議論の過程や内容を知ることができるようにすることを基本としています。
- ・また、単に公開するだけでなく、会議の傍聴を市民に促すことにより、議会の活動や意思決定の過程を直接見聞きできる機会を広げ、市民の議会に対する理解と信頼の向上を図ることを目指しています。
- ・このように、議会の公開性と市民参加の促進は、開かれた議会の実現に向けた重要な要素であり、本条はその姿勢を明確にするものです。

【用語解説】

○委員会

本会議に先立って、専門的・詳細な審査や調査を行うために設置される議会内部の組織を指します。常任委員会、特別委員会、議会運営委員会などが該当します。

○常任委員会

議会の効率的かつ専門的な審査を行うため、常設された委員会です。綾部市議会には、総務教育建設委員会、産業厚生環境委員会などの常任委員会が設置されています。

○議会運営委員会

議会運営を円滑に進めるため、議事日程や議案の取扱いなどを協議・調整する委員会です。また、議会改革や議会活性化についても協議を行います。

○特別委員会

特定の課題について、必要に応じて議会の議決により設置される委員会です。特別なテーマに対する調査・審議を専門的に行います。綾部市議会でも、特定課題に応じ設置されています。

○本会議

第5条の用語解説を参照

(広報及び広聴の充実)

第9条 議会は、議会に対する市民の関心を高めるため、情報技術の発達等を踏まえた多様な手段を用いて、議会活動に係る広報及び広聴の充実に努めるものとする。

○議会の広報・広聴活動の充実に関する基本の方針を定めたものです。

【解説】

- ・本条は、市民の関心と理解を深めるために、議会が多様な手段を用いて情報発信（広報）と市民の声の収集（広聴）を充実させることを求めたものです。情報技術の活用を含めた積極的な取組により、市民に開かれた議会を目指す姿勢が示されています。
- ・このような広報・広聴の充実を通じて、議会と市民との信頼関係を強め、市民とともにある開かれた議会の実現を目指す姿勢が、本条に示されています。

【用語解説】

○多様な手段

情報通信技術の進展により、広報・広聴活動に活用できる手段は拡大しています。紙媒体に加えて、インターネット（Webサイト・SNS・動画配信）、コミュニティFM放送、タブレット端末、電子掲示板など、多様な媒体を指します。

○広報

議会が、市民に対して活動内容や意思決定の過程・結果などをわかりやすく伝えることを指します。「議会だより」の発行や、議会ホームページ、SNS、FM放送、議会中継などの手段を用いた情報発信が含まれます。

○広聴

議会が、市民の意見・要望・質問などを聞く活動全般を指します。公聴会、議会報告会、市民との意見交換会、SNS上の対話などが該当し、政策への反映を目的としています。

(市民の参画)

第10条 議会は、市民の多様な意見を把握するため、市民及び議員が意見を交換する機会を原則年1回以上設けるものとする。

- 2 議会は、市民の意見を審議に反映させるため、公聴会制度及び参考人制度の活用に努めるものとする。
- 3 議会は、請願の審査において必要があると認めるときは、請願者の説明及び意見を聞く機会を設けるものとする。

○市民の議会活動への参画を促進するための基本的な方針を定めたものです。

【解説】

- ・本条は、市民の多様な意見を把握し議会活動に反映させるため、市民と議員が意見を交わす機会を原則年1回以上設けることを定めたものです。
- ・第1項では、対話を通じて信頼関係を築き、開かれた議会の実現を目指す姿勢が示されています。
- ・第2項では、公聴会制度や参考人制度など、法令等に基づく意見聴取の手法を積極的に活用し、市民の意見を議会の審議に反映させる努力義務を規定しています。これにより、議論の質の向上と議会の説明責任の強化が期待されます。
- ・第3項では、請願審査に際し、必要と認める場合に請願者の説明や意見を直接聞く機会を設けることができる旨を定めており、市民の意思がより丁寧に議会に届けられるよう配慮されています。
- ・これらの規定を通じて、議会は市民との距離を縮め、参画と協働による開かれた議会運営を目指す姿勢を明確にしています。

【用語解説】

○二元代表制

前文の用語解説を参照

○市民の参画

議会活動に対して、市民が意見や提案を述べたり、議会に働きかけたりすることを通じて、意思決定に関与することを指します。議会報告会、公聴会、意見交換会、請願などの形が含まれます。

○公聴会制度

市政に関する重要な議案や政策について、広く市民から意見を聴くために設けられる制度です。議会が主体的に開催し、議会審議の参考とします。

○参考人制度

議会が審議を行う際、必要に応じて有識者や関係者を「参考人」として招き、意見を聴取する制度です。専門的見地や現場の実情を把握するために活用されます。

○請願

市民が、意見や要望を文書で議会に提出し、議会の審査を求める制度です。議員の紹介により受理され、所管の委員会で審査されます。採択されると、議会から市長等に対して意見や要望として伝えられます。

○請願者の説明及び意見を聞く機会

請願内容の理解を深めるため、議会が請願者本人から直接説明を受けたり、意見を聞く機会を設けたりすることを指します。審査の公正性と透明性の向上を目的としています

第4章 市長等と議会との関係

(市長等と議会との関係の基本原則)

第11条 議会は、二元代表制の下、市長等と対等な立場で適切な緊張関係を保ちながら、議事機関として、市民福祉の向上及び市勢の発展のために活動するものとする。

○市長等と議会の関係における基本的な姿勢を定めたものです。

【解説】

- ・本条は、地方自治における根幹である二元代表制の理念に基づき、市長等の執行機関と議会との関係性について、その基本原則を明確にするものです。
- ・議会と市長等は、いずれも市民によって直接選ばれた代表機関であり、対等な立場に立ちながら、それぞれの役割と責務を果たすことが求められています。
- ・議会は、議事機関として市政に関する意思決定を担い、市長等の執行に対して適切な監視・評価を行うとともに、必要に応じて政策提言を行うなど、市政全体に緊張感と健全な抑制・均衡をもたらす役割を果たします。
- ・本条は、こうした対等で独立した関係を前提に、良好な協力関係を保ちつつも、議会として主体的に活動し、市民福祉の向上と市勢の発展に寄与するという議会の基本姿勢を定めています。

【用語解説】

○二元代表制

前文の用語解説を参照

○対等な立場

市長等と議会は、それぞれが独自の権限と責任を持つ対等な機関であり、一方が他方に従属する関係ではないことを意味します。

○緊張関係

協力すべきところは協力しつつも、お互いにけん制し合い、適切な距離感を保ちながら、それぞれの役割を全うする関係を指します。行政のチェック機能を果たす上で重要な概念です。

○議事機関

条例制定や予算決定など、地方公共団体の基本的な運営方針を審議し、議決する機関をいいます。議会は議事機関として、「議決権」、「監視権」、「意見表明権」、「自律権」等の権限を有し、地方自治の運営において中心的な役割を担っています。

○市勢

前文の用語解説を参照

○市民福祉の向上

第1条の用語解説を参照

(質疑及び質問)

第12条 議員は、本会議及び委員会において質疑又は質問を行うに当たっては、市民に分かりやすいものとするため、その論点及び争点を明確にするものとする。

2 議員は、本会議において質疑又は質問を行うに当たっては、一括方式又は一問一答方式のいずれかを選択することができる。

○本会議及び委員会における質疑・質問の在り方について定めたものです。

【解説】

- ・本条は、議員が本会議や委員会において質疑・質問を行う際の基本的な姿勢と方法について定め、市民に開かれた分かりやすい議会運営を実現するための指針とするものです。
- ・第1項では、議員が質疑・質問を行うに当たり、その論点や争点を明確にし、発言の趣旨が市民に伝わるよう配慮することを求めていきます。これは、市民に対する説明責任を果たし、議論の透明性と政策的意義を高めるために重要です。
- ・第2項では、議員が本会議で質疑・質問を行う際に、一括方式（一度に質問をまとめて行う形式）と一問一答方式（質問と答弁を交互に行う形式）のいずれかを選択できることを定めています。これは、議員の意図や質問内容に応じて柔軟な質疑形式を認め、議論の質と効率性の向上を図るための規定です。
- ・これにより、市民の理解を促進するとともに、政策論議の深化につながる効果的な質疑・質問の実現を目指しています。

【用語解説】

○質疑

議案に対して疑義がある事項について、提出者（市長等）に対し、説明や理由を問い合わせることを指します。議案審査の過程で行われ、議論の深化に資するものです。

○質問

市政全般に関する事項について、議員が市長等に対し、意見を求めたり、改善を促したりするために行うものです。一般質問や代表質問などがこれに該当します。

○論点及び争点

質疑又は質問において、議論の中心となる問題点や、対立している意見・立場を指します。これを明確にすることで、議論が深まり、市民にとって分かりやすくなります。

○本会議

第5条の用語解説を参照

○一括方式

質問項目をまとめて一度に質問し、その後まとめて答弁を受ける形式を指します。比較的短時間で効率的に質疑・質問が進められる一方で、やり取りの柔軟さには限界があります。

○一問一答方式

一つの質問に対して一つの答弁を受け、それに対する再質問・再答弁を繰り返す形式です。議論の深掘りや、柔軟で実態に即した質疑応答が可能となります。最近では、多くの議会で推進されている方式です。

(反問権)

第13条 市長等は、本会議及び委員会における質疑又は質問に対し、その趣旨及び論点を明確にし、議論を深める目的で、議長又は委員長の許可を得て、反問することができる。

○本会議及び委員会における市長等の反問権の行使について定めたものです。

【解説】

- ・本条は、市長等が本会議や委員会での議員からの質疑・質問に対して、その趣旨や論点を明確にし、議論を深める目的で、議員に対して反問（問い合わせること）を行うことができる旨を定めたものです。
- ・反問は、議論の相互理解を促進し、政策的な論点を明確にするための手段として、執行機関側に認められるものであり、これにより議論の深度と質が向上し、政策の形成・検証に資することが期待されます。
- ・ただし、無制限な反問を避け、議会運営の秩序を確保する観点から、反問には議長又は委員長の許可を必要とすることが明記されています。
- ・このような制度により、議会と市長等の間で双方向の建設的な議論が行われ、市政に対する議会のチェック機能と政策論議の活性化が図られることを意図しています。

【用語解説】

○反問権

本会議または委員会において、議員の質疑・質問に対し、市長等が議論を深めるために逆に質問（反問）する権利を指します。議論の趣旨や論点を整理するために行われます。

○本会議

第5条の用語解説を参照

○委員会

第8条の用語解説を参照

○質疑

第12条の用語解説を参照

○質問

第12条の用語解説を参照

○趣旨及び論点を明確にする

反問により、議員の質問の意図や、議論すべきポイント（論点）を整理・明確化し、審議の深まりと理解の促進を図ることを指します。

○議長又は委員長の許可

議会運営の秩序維持のため、反問は議長（本会議）または委員長（委員会）の許可を得た上で行なうことが義務付けられています。これにより、発言の乱用や議事進行の混乱を防止します。

（議決事件の追加指定）

第14条 議会は、市政における重要な計画等で議会が必要と認めるものを、綾部市行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成22年綾部市条例第28号）に定めるところにより、議会の議決すべき事件として追加指定できるものとする。

○議会が必要と認める重要な計画等を、議決事件として追加指定することに関する基本的な方針を定めたものです。

【解説】

- ・本条は、市政運営における重要な計画や方針について、議会がその意義や影響の大きさを踏まえ、議決事件として取り扱う必要があると判断した場合に、これを追加指定できることを定めたものです。
- ・この規定は、「綾部市行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成22年綾部市条例第28号）」に基づくものであり、議会の議決権の拡充と政策関与の強化を目的としています。
- ・追加指定により、市民生活に大きな影響を及ぼす基本的施策について議会の意思を明確にし、行政との協働のもと、より透明性と責任ある市政運営を実現することが期待されます。
- ・このように、議会が自ら議決対象を拡張する仕組みを設けることで、議会の政策形成機能と監視機能の強化を図るとともに、住民自治の実質的な推進に資することを意図しています。

【用語解説】

○議決事件

議会の議決を必要とする案件のことを指します。通常は予算・条例・決算・重要契約などが含まれますが、自治体独自に重要計画等も議決対象とすることができます。

○追加指定

通常の議決事件に加え、議会が独自に重要と判断した案件を新たに議決対象に加えることを指します。行政運営に対する議会の関与を広げる手段です。

○重要な計画

市の将来像、基本方針、施策の大綱など、市民生活に広範な影響を与える中長期的な行政計画を指します。（例：綾部市総合計画基本構想に基づく基本計垣、綾部市男女共同参画計画、綾部市環境基本計画）

○綾部市行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例

市政の基本的方向を定める重要な計画について、議会の議決を義務付けることにより、行政運営に対する議会関与を強化するために制定される条例です。

（※具体的には綾部市総合計画基本構想に基づく基本計画、綾部市男女共同参画計画、綾部市環境基本計画が対象。）

（説明等の要求）

第15条 議会は、市長等が提案する重要な政策、計画、事業等（以下「政策等」という。）の審議に当たり、政策等の論点を整理するとともに、審議を通じてその水準の向上を図るため、政策等に係る背景、経緯、市民参加の有無とその内容、他の自治体の類似する政策等との比較検討、財源措置、将来負担等に関する必要な説明及び資料の提出を求めることができる。

2 議会は、市長が予算案を議会に提出し、又は決算を議会の認定に付するに当たっては、前項の規定に準じて、施策別、事業別その他の分かりやすい説明資料を作成し、提出するように求めることができる。

○市長等が提案する政策等に関する説明や資料の提出を議会が求めることができる旨を定めたものです。

【解説】

- ・本条は、市長等が提案する重要な政策、計画、事業等（以下「政策等」という。）について、議会がその内容を的確に審議し、市民にとって分かりやすく透明性のある議論を行うために、市長等に対して必要な説明や資料の提出を求めることができることを明記しています。
- ・第1項では、政策等に係る背景、策定経緯、市民参加の有無とその内容、他自治体との比較、財源措置、将来負担といった多角的な観点からの説明を求めることにより、政策の論点を整理し、議会による建設的な審議を通じて政策の水準向上を図ることを目的としています。
- ・第2項では、予算や決算の審査に際しても、第1項と同様に、施策別・事業別など市民にも分かりやすい形式での資料の作成・提出を市長に求めることができる旨を定めており、議会がその審査機能をより効果的に発揮できるよう配慮されています。

- ・このような仕組みを通じて、政策決定過程の透明性を高め、市民に開かれた説明責任を果たす議会の役割を強化することが意図されています。

【用語解説】

○政策等

市長等が提案する重要な施策、行政計画、公共事業等の総称を指します。

市民生活や市政運営に大きな影響を与える案件を広く含みます。

○施策別・事業別その他のわかりやすい説明資料

予算や決算に関する情報を、具体的な施策や事業ごとに整理し、わかりやすく市民や議会に提示するための資料を指します。

○論点を整理

審議対象となる政策等について、争点や検討すべき課題を明確にすることを指します。

審議を効率的・効果的に進めるために不可欠な作業です。

○市民参加

政策の立案・実施過程において、市民の意見や要望を取り入れる仕組みのことを指します。アンケート調査、公聴会、パブリックコメント制度、ワークショップなどの方法が含まれます。

○財源措置

政策等を実施するために必要な財源（税収、国・府の補助金、起債など）をどのように確保するかについての計画を指します。

○将来負担

政策等の実施に伴って将来にわたって市が負うことになる財政的な負担（例えば施設の維持管理費や償還金など）を指します。

○議会の役割

被災状況の現地確認。被災地住民からの要望把握。国や京都府など関係機関への要請活動。災害復旧に必要な予算案・条例案の迅速な審議・議決。災害対応に関する評価・検証。

復旧支援に向けた市民向け広報活動。

○審議

第6条の用語解説を参照

第5章 議会の機能強化

(議員研修等の充実)

第16条 議会は、議員の資質並びに政策形成及び立案能力の向上を図るため、広く各分野の専門家等との議員研修会等を年1回以上開催するものとする。

○議員の資質向上と政策形成能力の強化を目的とした、研修の実施に関する基本的な考え方を示した規定です。

【解説】

- ・本条は、議会が政策立案機能を果たす主体として、議員一人ひとりの知識と能力の向上を図るための継続的な学びの機会を確保することを定めたものです。
この規定は、議員の資質や政策形成能力を高めるため、専門家等を招いた研修会等を年1回以上開催することを定めたものです。

(専門的知見の活用)

第17条 議会は、議案等の審議の充実、政策の立案及び提言等の強化等に資するため、学識経験を有する者等の専門的知見を積極的に活用するものとする。

○議会における審議や政策提言の質の向上を図るため、専門的知見を活用する方針を定めたものです。

【解説】

- ・本条は、議会がその審議機能や政策形成能力をより高めるために、学識経験者など専門的な知見を有する者の意見や助言を積極的に活用することを定めたものです。
- ・今日の市政課題は多様化・高度化しており、複雑な政策判断が求められる中、議会が適切な判断を行うには、法律、経済、福祉、医療、防災などの専門分野の知見を取り入れることが不可欠となっています。
- ・専門的知見の活用は、議案等の審議の充実だけでなく、政策の立案や提言の説得力を高めることにもつながり、議会の政策主体としての機能強化を促進するものです。
- ・本条は、議会が一層市民の期待に応えられるよう、その判断根拠を専門的・科学的に支える体制の整備を図る姿勢を明確にした規定です。

(交流及び連携の推進)

第18条 議会は他の地方公共団体の議会と積極的に交流及び連携を図り、議会活動に反映させるよう努めるものとする。

○他の地方公共団体の議会との交流及び連携を通じて、議会機能の向上を図る方針を定めたものです。

【解説】

- ・本条は、綾部市議会が他の地方議会と積極的に情報交換や意見交換、共同調査などの交流・連携を行い、その成果を自らの議会活動に活かす姿勢を明示したものです。
- ・地方自治体が抱える課題は多くの点で共通しており、他自治体の優れた事例や取組、課題解決のノウハウなどを学び合うことは、議会の審議・政策提言機能の強化につながります。
- ・また、広域的課題や国への要望などについて、複数の議会が連携して対応することは、地方自治全体の発展にも資する取組となります。
- ・このような交流・連携の推進を通じて、議会の見識を広げ、政策の質の向上を図り、市民にとってより実効性のある議会活動を展開することが期待されています。

【用語解説】

○交流

他の地方公共団体の議会と、意見交換、情報共有、視察、共同研修などを通じて関係を築き、互いに学び合う活動を指します。

○連携

他の地方公共団体の議会と協力して、共同で調査研究や政策提言、広域課題への対応などを行うことを指します。連携により、単独では対応が難しい課題にも効果的に取り組むことが可能となります。

○議会活動に反映

交流や連携を通じて得られた知見や情報を、自らの議会運営、政策立案、議案審査、広報広聴活動などに活かし、議会の機能向上と市民サービスの向上につなげることを意味します。

○審議

第6条の用語解説を参照

(議員間討議の推進)

第19条 議員は、議会が議員による討議の場であることを認識し、議長や委員長は合意形成に向けて議論を尽くす等、議員相互の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。

○議会が議員間の自由な討議を通じて意思形成を行う場であることを踏まえ、その討議を推進する方針を定めたものです。

【解説】

- ・本条は、議会が「言論の府」として、議員相互の自由で活発な討議を通じて政策的な意思決定を行う場であることを明確にし、討議中心の議会運営を推進することを求めた規定です。
- ・各議員は、議会の本質が討議と合意形成にあることを自覚し、自らの意見を発信するとともに、他の議員の意見にも耳を傾け、建設的な議論に参加する姿勢が求められています。
- ・また、議長や委員長は議事の進行に当たり、討議が十分に行われるよう配慮し、議員間の対話を促すことで、合意形成や意思の集約に向けた環境を整える責務を負っています。
- ・このような議員間討議の推進は、多様な意見を尊重しつつ、議会としての意思を丁寧に導き出す民主的な意思決定過程を確立する上で、極めて重要な意義を持っています。

【用語解説】

○議長・委員長

第5条の用語解説を参照

○議員間の討議

第5条の用語解説を参照

○言論の府

第4条の用語解説を参照

(委員会の活動)

第20条 委員会は、その専門性及び特性を生かし、適切な運営に努めるものとする。

- 2 委員会は、議会における政策立案及び政策提案を積極的に行うものとする。
- 3 委員会は、調査研究及び資料の公開等を積極的に行い、市民に分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、綾部市議会委員会条例（平成3年綾部市条例第20号）に定めるところによる。

○委員会の機能と活動の基本的な在り方を定めたものです。

【解説】

- ・本条は、議会が専門的な特定の事案を審議し行政課題等に適切に対応するために設置する委員会の活動と役割を明示したものです。

- ・第1項では、委員会の専門性と特性を生かし、効果的に機能するよう適切な運営と積極的な活動を求めています。
- ・第2項では、委員会が単なる審査機関にとどまらず、政策立案・提案を積極的に行うべきことが明記されています。これは、委員会が専門的な知見と現場に即した判断力をもとに、議会全体の政策形成機能を担う中核的存在であることを意味しています。
- ・第3項では、委員会が調査や資料の公開に積極的に取り組み、市民にとって分かりやすく、開かれた議論を行うことを求めたものです。透明性と説明責任を高め、信頼される委員会運営を目指す姿勢が示されています。
- ・第4項では、委員会の運営に関して、第1項から第3項までで定めた事項以外の詳細については、綾部市議会委員会条例（平成3年綾部市条例第20号）に基づいて定めることを示したものです。委員会に関する具体的な手続やルールは、別の条例に委ねることで制度全体の整合性と実効性を保つことを目的としています。
- ・本条により、委員会の機能強化及び市民に開かれた委員会活動により、議会全体の活性化につながることが期待されています。

【用語解説】

○専門性及び特性

各委員会が担当する分野（総務、教育、福祉、建設など）に応じた専門的な知識・経験や、委員会の小回りの利く特性を指します。

○政策立案及び政策提案

委員会が独自に政策を構想し、議会全体に提案する、または市長等執行機関に対して提言する活動を指します。議会の政策形成機能を強化する重要な取組です。

○調査研究

第3条の用語解説を参照

○資料の公開

審査や調査過程で得た資料や情報を、市民に対して適切に公表することを指します。ただし、個人情報や秘密情報は適切に保護されなければなりません。

○綾部市議会委員会条例

委員会の設置、構成、運営などについて定めた基本的な条例です。委員会活動に関する詳細事項はこの条例によります。

(政務活動費の活用)

- 第21条 政務活動費は、調査研究その他の活動に資するために充てるものとする。
- 2 会派（綾部市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年綾部市条例第1号）第1条に規定する会派をいう。）の代表者は、政務活動費の使途の透明性を確

保するため、会計帳簿、領収書等を整理するとともに公開し、その説明責任を果たさなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、政務活動費について必要な事項は、綾部市議会政務活動費の交付に関する条例に定めるところによる。

○政務活動費の活用の基本的な考え方と説明責任について定めたものです。

【解説】

- ・本条は、政務活動費が議員の調査研究やその他の議会活動を支える重要な財源であることを踏まえ、その適正な活用と透明性の確保を図ることを目的としています。
- ・第1項では、政務活動費は単なる経費補助ではなく、政策立案や市民への説明責任を果たすための調査研究など、議員の本来的な活動を支援するものであることを明確にしています。
- ・第2項では、政務活動費を受ける会派の代表者に対して、会計帳簿や領収書などを整理・公開し、使途の透明性を確保しつつ説明責任を果たすことを義務付けています。
- ・第3項では、政務活動費の交付や使途、運用などに関する詳細は、綾部市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年綾部市条例第1号）に基づいて行われることを定め、制度運用の明確化と統一性を担保しています。
- ・これにより、市民に対する信頼性を確保し、不適切な支出を未然に防ぐとともに、議会活動の正当性を担保する制度としての役割が強調されています。

【用語解説】

○政務活動費

議員が議会活動に関連する調査研究、研修、広報、住民相談等を行うために、地方自治体から交付される公費を指します。個人的な活動や私的な支出には使用できません。

○調査研究

第3条の用語解説を参照

○綾部市議会政務活動費の交付に関する条例

政務活動費の交付対象、使途基準、手続き、報告義務などを詳細に定めた条例です。透明性と適正な運用を担保するための根拠となります。

○使途の透明性

政務活動費が適正かつ明確な目的で使用されているかを市民に示すことをします。帳簿や領収書などの整備と公開が求められます。

○会計帳簿・領収書等

政務活動費の収支状況を記録・証明するために必要な書類を指します。これらを適切に整理・保管し、公開することで説明責任を果たします。

○説明責任

議会が市民に対して、自らの判断や行動について適切に説明し、理解を得る責任を指します。市民との信頼関係を築くために不可欠なものです。

(議会事務局の体制整備)

第22条 議会は、議会活動の円滑かつ効率的な実施並びに議会による政策の立案及び提言等の能力の向上に資するため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備に努めるものとする。

○議会活動を支える議会事務局の体制整備と機能強化に関する基本の方針を定めたものです。

【解説】

- ・本条は、議会の円滑かつ効果的な運営を支えるために不可欠な存在である議会事務局について、その機能強化と組織体制の充実を図る必要があることを明示したものです。
- ・議会は、審議、政策立案、提言など多岐にわたる役割を担っており、これを的確に遂行するためには、専門的知見と中立的支援能力を備えた議会事務局の存在が不可欠です。
- ・本条では、議会がその活動の質を高め、市民の負託に応える政策形成機能を強化するため、事務局の体制整備に主体的に取り組むべきことを定めています。
- ・あわせて、調査分析、資料作成、議員活動支援等の機能を高め、政策の質の向上と議会改革の推進につなげていくことが期待されています。

(議会図書室の充実等)

第23条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室を適正に管理運営するとともに、その機能の充実及び活用を図るものとする。

○議員の調査研究活動を支えるための議会図書室の管理・活用に関する基本の方針を定めたものです。

【解説】

- ・本条は、議員が政策立案や審議活動に必要な知見を深めるための調査研究を効果的に行えるよう、議会図書室を適正に管理・運営し、その機能を充実させることを目的とした規定です。
- ・議会図書室は、議会における情報収集・資料整理・知識の蓄積を担う場であり、質の高い政策判断や建設的な議論の基盤となる重要な施設です。
- ・本条においては、図書・資料の収集や管理体制の強化のみならず、ＩＣＴの活用や他機関との連携による情報アクセスの拡充など、時代に応じた図書室機能の活用も含意されています。

- ・このような取組により、議員の調査研究活動の質を高め、議会全体の政策形成能力の向上と、より実効性のある議会活動の推進が期待されています。

【用語解説】

○調査研究

第3条の用語解説を参照

○議会図書室

議員の調査研究活動を支援するために設置された図書・資料の閲覧・貸出施設を指します。政策資料、議事録、参考図書、白書、統計資料、専門雑誌などが収蔵されます。

○適正に管理運営

図書室の資料や設備を整備・管理し、利用しやすい環境を維持するとともに、必要な情報更新や貸出管理を適切に行うことを目指します。

(予算の確保)

第24条 議会は、議事機関としての機能確保、円滑な議会運営の実現その他この条例の目的を達成するために必要な予算の確保に努めるものとする。

○議会活動の円滑な遂行と条例の目的達成に必要な予算の確保に関する基本の方針を定めたものです。

【解説】

- ・本条は、議会がその本来の機能である議事機関としての役割を十分に果たすとともに、円滑で効果的な議会運営を行い、この条例に掲げる理念や目標を着実に実現するため、必要な予算の確保に努めることを定めた規定です。
- ・議会活動には、調査研究、議員研修、広報・広聴活動、専門的支援体制の整備など、多様な取組が必要であり、それらを支える財政的裏付けが不可欠です。
- ・本条により、議会自らが主体的に予算の必要性を認識し、適切な配分を求めていくことが、自治体全体の健全な議会運営や政策形成能力の向上につながることが示されています。
- ・予算の確保は、議会の独立性と実効性を担保するための重要な要素であり、市民の負託に応える議会活動を維持・強化する基盤となります。

【用語解説】

○機能確保

議会が本来果たすべき役割（議決、監視、提言等）を、十分に実行できるようにすることを目指します。これには、人的・物的・財政的な基盤整備が含まれます。

○円滑な議会運営

議会や委員会の会議がスムーズかつ効果的に進行できるよう、体制や支援体制を整えることを指します。事務局機能の強化や情報通信環境の整備なども含まれます。

○必要な予算

議会の活動内容や目標達成に必要な財源を指します。調査研究費、広報費、政務活動費、施設整備費、人材育成費用などが該当します。

○調査研究

第3条の用語解説を参照

第6章 議員の定数及び報酬

(議員の定数及び報酬)

第25条 議員の定数は綾部市議会議員定数条例(平成14年綾部市条例第41号)に、議員の報酬は綾部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和32年綾部市条例第13号)に定めるところによる。

2 前項に規定する条例の改正を議員が提案する場合は、市を取り巻く現状、課題、将来の予測及び展望を考慮するとともに、市民等の意見を参考にするものとする。

○議員の定数及び報酬に関する基本的な取扱いと、その見直し時における手続及び方針を定めたものです。

【解説】

- ・本条は、議員の定数及び報酬について、それぞれ綾部市議会議員定数条例(平成14年綾部市条例第41号)及び「綾部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和32年綾部市条例第13号)に基づいて定められることを確認するとともに、これらの改正に当たっての基本的な手続方針を示したものです。
- ・第1項では、定数及び報酬という議会制度の根幹に関わる事項が、既存の条例により規律されていることを明記しています。
- ・第2項では、これらの条例を改正するに当たり、単に議員の内部的判断にとどまることなく、市を取り巻く社会経済状況や将来の展望などを踏まえた慎重な検討を求めています。
- ・また、公聴会や参考人制度などを活用して、市民等の多様な意見を十分に聴取り、透明性と説明責任を確保しながら議論を進めることが必要であるとされています。
- ・このように、市民の理解と信頼を得ながら議会制度の見直しを進めるという、開かれた議会運営の姿勢が本条に示されています。

【用語解説】

○市民等の意見

市民、関係団体、専門家などから寄せられる意見や要望を指します。広聴活動やパブリックコメント、公聴会などを通じて収集されるものも含みます。

第7章 条例の確実な履行及び見直し

(条例の確実な履行)

第26条 議会は、この条例に基づく議会活動を適切かつ確実に実行するため、議員の任期を基準として、具体的な取組に関する計画を策定し、その計画に基づき活動するものとする。

○本条例の内容を実効あるものとするための取組計画の策定と実行に関する基本方針を定めたものです。

【解説】

- ・本条は、本条例に掲げられた理念や方針を形骸化させることなく、実効的に運用していくために、議会自らが計画的・主体的に取組を進めることを求める規定です。
- ・議員の任期を一つの区切りとし、その期間を通じて実施すべき取組について具体的な活動計画を策定し、それに基づいて議会運営を行うことによって、条例の履行を確実なものとすることを目的としています。
- ・この計画には、議会改革の目標や進行管理、市民との連携の方法、委員会活動の充実、広報・広聴の強化など、多様な取組が含まれることが想定されます。
- ・本条により、議会は単に理念を掲げるだけでなく、それを実現するための具体的な行動と進捗管理を制度的に担保し、条例の実効性を高めていく姿勢を明示しています。

【用語解説】

○議員の任期を基準

議員の任期（綾部市議会の場合は4年間）を一つの単位として、取組計画の立案や成果の評価を行うことを意味します。

○具体的な取組に関する計画

議会としての目標や方針、行動項目、実施時期、評価手法などを明示した行動計画のことを指します。（例：広報・広聴活動の強化、議会改革の推進、委員会活動の充実など。）

○条例の履行

議会基本条例で定めた原則や行動指針を、実際の議会活動において着実に実行していくことを指します。

(条例の見直し)

第27条 議会は、社会情勢の変化及び市民等の意見を勘案するとともに、議会活動に関する不断の検証に努め、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

○本条例の不断の検証と、改正にあたっての基本的な手続と姿勢を定めたものです。

【解説】

- ・本条は、社会情勢の変化や市民意見の反映を踏まえながら、議会が本条例の内容について継続的に検証し、必要に応じて見直しを行うことを定めたものです。
- ・議会が自己改革の視点を持ち、議会活動の状況を常に点検・評価し、条例の規定が現実と乖離することのないよう、適時に検討と見直しを加える責務を明示しています。これは、条例が理念や形式にとどまらず、実態に即した運用と更新が図られることを目的としています。
- ・この規定は、議会が市民の信頼を得ながら条例の運用と改正を行うという姿勢を示したものであり、民主的かつ開かれた議会運営の基本原則に基づいています。

【用語解説】

○社会情勢の変化

人口動態、経済状況、情報技術の進展、災害・感染症対策など、議会を取り巻く外部環境の変化を指します。

○不断の検証

議会自身の活動や条例の運用状況を定期的に見直し、改善点を洗い出す継続的な取組を指します。

○必要な措置

条例の改正、附帯規定の追加、実施計画の見直しなど、検証の結果に基づいて講じる具体的な行動を指します。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

(綾部市行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の一部改正)

2 綾部市行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成22年綾部市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び綾部市議会基本条例（平成22年綾部市条例第11号）第9条」を削る。